

逗子市訪問型サービス（独自）サービスコード表【令和7年4月～】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割				123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度・週2回程度) 事業対象者・要支援2 (週2回程度を超える程度)	週1回程度の場合は月4回まで、週2回程度の場合は月8回まで、週2回を超える程度の場合は月12回まで	287	1回につき
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A 2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算 -12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算 -1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算 -23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位減算 -1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算 -37	1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				1単位減算 -1	1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定訪問型相当サービスである場合	3単位減算 -3	1回につき
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 -2	
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 -2	
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算 -12	1月につき
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				1単位減算 -1	1回につき
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算 -23	1月につき
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				1単位減算 -1	1回につき
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算 -37	1月につき
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				1単位減算 -1	1回につき
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定訪問型相当サービスである場合	3単位減算 -3	1回につき
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 -2	
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2	
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 -2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算	
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算	1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算	1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算	1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算	1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算	1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算	
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算	